

○第一種指定化学物質の排出量等の届出事項のファイルへの記録の方法

〔平成一四・三・二九
経・環告一〕

改正 令和元・六・二八経・環告一

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令第二条のファイルへの記録の方法は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第七条第一項から第三項までの規定により経済産業大臣及び環境大臣に通知された事項を、日本産業規格X〇二〇一（一九九七）で規定されたラテン文字用図形文字集合及び日本産業規格X〇二〇八（一九九七）で規定された二バイト図形文字集合の範囲内の文字等により記録する方法によるものとし、この範囲外の文字等については、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録するものとする。

制定文（平成一四・三・二九経・環告一）（抄）

公布の日から施行する。

附 則（令和元・六・二八経・環告一）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。